

京丹後市重層的支援体制整備実施計画（案）の概要

1 趣旨

近年、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、ヤングケアラー、8050問題など、市民が抱える生きづらさやリスクが複雑化・複合化しており、これまでの高齢、障害、子ども、生活困窮といった「対象者別」の制度では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難な状況となっています。

このような現状に対応するため、令和3（2021）年4月に社会福祉法が改正され、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築し、悩みを抱えた人、世帯に寄り添った伴走型の支援を行う仕組みを作れるように設けられたのが「重層的支援体制整備事業」です。

重層的支援体制整備事業は高齢者、障害者、子ども、生活困窮の分野における既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かしつつ、各分野間のスムーズな連携を促し、市民の複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題に対して包括的な支援を一体的に実施するものです。

本計画は本市における重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項等を定めるものとして策定します。

名称（根拠法令）
社会福祉法（第106条の5第1項）
本市における重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項等を定めるもの

2 計画の期間

令和7年度から令和8年度までの2年間とします。

3 内容

第1章 重層的支援体制整備事業について

社会福祉法が改正され、市町村が創意工夫をもって包括的な支援体制を円滑に構築し、悩みを抱えた人、世帯に寄り添った伴走型の支援を行う仕組みを作れるように設けられたことを記述しています。

第2章 計画策定の背景

1 健康長寿のまち京丹後市（人口構成等）

本市の人口構成の状況を記述しています。

2 京丹後市の福祉の現状

本市の相談支援についての現状を記述しています。

（1）市民総幸福のまちづくり

（2）包括的相談支援

（3）地域活動支援

(様式2)

3 検討経過

重層的支援体制の導入に向けた検討の内容を記述しています。

第3章 重層的支援体制整備実施計画の策定

1 計画の位置づけ

計画の根拠、関連計画との関係、計画期間について記述しています。

- (1) 法令等の根拠
- (2) 関連計画との関係
- (3) 計画の期間

2 京丹後市の重層的支援体制整備事業

令和7年度から実施する本市の重層的支援体制、推進体制、取り組み、社会福祉協議会との連携について記述しています。

- (1) 京丹後市の特徴を活かした重層的支援体制
- (2) 推進体制
- (3) 京丹後市の5つの取り組み
- (4) 京丹後市社会福祉協議会との連携

4 施行期日について

令和7年4月1日から施行します。